労働力調査規則の一部を改正する省令

労働力調査規則（昭和五十八年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （調査日）<br>**第四条**　労働力調査は、毎月末日現在によって行う。ただし、十二月は、同月二十六日現在によって行う。<br>（統計調査員）<br>**第八条**　労働力調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。<br>［一・二　略］<br>２　前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査、実施状況検査票の作成及びこれらに附帯する事務を行うものとする。<br>［２　略］<br>４　特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。<br>［５　略］<br>（報告の義務及び方法）<br>**第十一条**　労働力調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第三号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。<br>２　調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。<br>［３　略］<br>（実施状況検査）<br>**第十四条**　指導員は、調査員の担当した調査区のうち、総務大臣の指定する調査区において、総務大臣の定める方法により当該調査員が行つた事務の実施状況を検査し、実施状況検査票の作成その他これに附帯する事務を行い、及び都道府県知事に対しその定める期限までに実施状況検査票その他の関係書類を提出しなければならない。<br>２　都道府県知事は、前項の規定により指導員が提出した実施状況検査票その他の関係書類を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。<br>（調査票等の保存）<br>**第十五条**　総務省統計局長は、調査票を一年間、調査票の内容（第六条第一項第二号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。 | （調査日）<br>**第四条**　労働力調査は、毎月末日現在によつて行う。ただし、十二月は、同月二十六日現在によつて行う。<br>（統計調査員）<br>**第八条**　労働力調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。<br>［一・二　同上］<br>２　前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査、実地検査票の作成及びこれらに附帯する事務を行うものとする。<br>４　前二項の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。<br>［５　同上］<br>（報告の義務及び方法）<br>**第十一条**　労働力調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第三号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。<br>２　調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。<br>［３　同上］<br>（実地検査）<br>**第十四条**　指導員は、調査員の担当した調査区のうち、総務大臣の指定する調査区において、総務大臣の定める方法により当該調査員が行つた事務を実地に検査し、実地検査票の作成その他これに附帯する事務を行い、及び都道府県知事に対しその定める期限までに実地検査票その他の関係書類を提出しなければならない。<br>２　都道府県知事は、前項の規定により指導員が提出した実地検査票その他の関係書類を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。<br>（調査票等の保存）<br>**第十五条**　総務省統計局長は、調査票を一年間、調査票の内容（第六条第一項第二号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。 |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、令和五年四月一日から施行する。